入　札　説　明　書

令和９年度川崎市立小学校自然教室（千葉市少年自然の家ほか）運営委託

令和８年１１月１８日公示分

川　崎　市

教育委員会事務局学校教育部指導課

「令和９年度川崎市立小学校自然教室（千葉市少年自然の家ほか）運営委託」に係る入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

１　履行場所

各実施校及び各宿泊施設　他

２　契約期間

契約日～令和１０年３月３１日

３　業務概要

川崎市立小学校自然教室（千葉市少年自然の家ほか）運営業務（人員輸送、連絡調整、当日添乗業務ほか）

４　競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

（１）川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）第２条の規定に該当しないこと。

（２）入札期日において、令和７・８年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和７・８年度「川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種「旅行業」種目「旅行業」に登載されていること。なお、「川崎市業務委託有資格業者名簿」に登載のないもの（入札参加業種に登載のないものも含む）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を令和８年１１月２５日（水）までに行うこと。

（３）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

５　競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

（１）配布、提出場所及び問合せ先

〒２１０－０００５　川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所南庁舎７階

（郵送先　〒２１０－８５７７）

教育委員会事務局学校教育部指導課　自然教室担当　波多野

電　話　０４４－２００－０４９８（直通）

Ｆ　ＡＸ　０４４－２００－２８５３

メール　88sidou@city.kawasaki.jp

※ 競争入札参加申込書は、メールによる配布も可能です。希望の場合は担当まで御連絡ください。

（２）配布及び提出期間

令和８年１１月１８日（水）から令和８年１１月２５日（水）までとします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

（３）提出書類

競争入札参加申込書

（４）提出方法

持参又は郵送とします。

6　入札説明書の交付

５により競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は５（１）の場所において令和８年１１月１８日（水）から令和８年１１月２５日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）まで縦覧に供します。

7　競争入札参加資格確認通知書の交付

５により競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書を令和８年１１月２７日（金）までに電子メール又はＦＡＸで送付します。

8　仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

（1）問合せ先

５（１）と同じ

※問合せは電子メール又はＦＡＸ等の書面のみとし、確認のため送付後には必ず担当者宛てに電話連絡をしてください。

（2）受付期間

令和８年１１月２７日（金）から令和８年１２月４日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時まで）

（3）回答予定日

令和８年１２月１１日（金）午後５時までに、電子メール又はＦＡＸにて回答します。

（4）その他

ア　受付期間を過ぎた問合せには回答いたしません。

イ　出された全ての質問について、当該競争入札参加資格を有する全ての会社に回答いたします。

9　競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

（1）この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

（2）競争入札参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

１０　入札の手続き等

（1）入札方法

ア　この入札に付する契約は総価契約です。入札書には、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記載してください。

イ　輸送用バスに係る有料道路代及びバス運行に関する経費、バス借上げに伴う運転手に係る経費、添乗員に係る経費、実地踏査マイクロバスに係るバス運行に関する経費、実地踏査マイクロバス借上げに伴う運転手に係る経費、その他本業務に必要となる経費の一切を見込んで「算出内訳書」を作成してください。

なお、各業務の調整に係る一切の経費は事務手数料に含めるものとしてください。

ウ　施設使用料等として、５，６０７，２７３円（税別）を必ず見込んでください。

（２）入札は、所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒に入札書を封印して提出してください。
（３）「算出内訳書」については、必ず持参してください。
（４）入札方法
ア　持参による入札の場合
入札書の提出日時　　令和８年１２月２８日（月）午前１０時００分
入札書の提出場所　　川崎市役所南庁舎　７階会議室
川崎市川崎区東田町５番地４　川崎市役所南庁舎７階
イ　郵送による入札の場合
入札書の提出期限　　令和８年１２月２５日（金）必着
入札書の提出場所　　５（１）に同じ
郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。また、当該送付を行ったら速やかに、５（１）の場所に必ず電話をしてください。
（５）入札保証金
免除とします。
（６）開札の日時・場所
１０（４）アに同じ
（７）落札者の決定方法
川崎市契約規則第１４条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
（８）入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市において定める「川崎市競争入札参加者心得」第７条に該当する入札は、無効とします。

１１　入札及び開札に立ち会う者に関する事項
入札会場に入場しようとするときは、競争入札参加資格確認通知書の提示を求めますので必ず持参してください。
入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する委任状を入札前に提出してください。

１２　再度入札の実施
落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第７条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

１３　契約の手続等
（１）契約保証金は、次のとおりとします。
ア　契約金額の１０パーセントを納付しなければなりません。
イ　ただし、川崎市契約規則第３３条各号に該当する場合は、免除します。
（２）契約書作成の要否
必要とします。

（3）契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

１４　入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

１５　その他

（1）落札者の決定後、苦情申立が行われた場合は、委員会申立の検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

（2）この入札説明書は、この入札の目的以外には使用できません。

（3）契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

入札に関する関係書類等

1　入札説明書

2　契約書様式

3　入札書様式見本

4　委任状見本

収　入
印紙欄

委　託　契　約　書

契約番号

令和　８年度

１　件　　名　　令和９年度川崎市立小学校自然教室（千葉市少年自然の家ほか）運営委託

２　履行場所　　各実施校～各宿泊施設　他

３　契約金額　　￥
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　￥　　）

４　期　　間　　着手期限　　令和　　年　　月　　日
履行期限　　令和１０年　　３月　３１日

５　契約保証金　　免除

上記の委託について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　川　崎　市
川 崎 市 長　　福　田　　紀　彦　　印

受注者（受託者）
住　　所

商号又は名称
代 表 者 名　　印

（予算執行課：　　（教）学校教育部指導課　　）

債務負担額内訳

令和８年度金額（１年目）　　￥０．
　　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥０．）
令和９年度金額（２年目）　　￥．
　　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥．）

契約金額内訳

輸送業務及びその他委託料　　￥．
　　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥．）
施設使用料等　　￥．
　　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥．）
実地踏査経費等　　￥．
　　（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　￥．）
個人賠償責任保険料（非課税）￥．

令和９年度川崎市立小学校自然教室（千葉市少年自然の家ほか）運営委託仕様書

この仕様書は、令和９年度川崎市立小学校自然教室事業（以下「自然教室事業」という。）の実施に必要な人員輸送業務等の委託について、詳細を定めたものである。
受注者は発注者の指示に基づき、実施校と協議の上、本業務の履行に万全を期するものとする。

１　使用宿泊施設

（１）千葉市少年自然の家

ア　所在地

〒２９７－０２１７　千葉県長生郡長柄町針ヶ谷字中野１５９１－４０

イ　電話番号・ファクス番号

０４７５－３５－１１３１・０４７５－３５－１１３４

（２）多摩市八ケ岳少年自然の家

ア　所在地

〒３９９－０２１２　長野県諏訪郡富士見町立沢字広原１－１２０５

イ　電話番号・ファクス番号

０２６６－６６－２０３６・０２６６－６６－２４４５

（３）国立赤城青少年交流の家

ア　所在地

〒３７１－０１０１　群馬県前橋市富士見町赤城山２７

イ　電話番号・ファクス番号

０２７－２８９－７２２４・０２７－２８９－７２２６

（４）横浜市少年自然の家赤城林間学園

ア　所在地

〒３７９－１２０３　群馬県利根郡昭和村糸井７１３５番地

イ　電話番号・ファクス番号

０２７８－２４－７０１１・０２７８－２４－７９６６

２　実施校及び時期、近隣見学施設（予定）

別表１のとおり。なお、近隣見学施設は、旅程の打合せの中で変更されることがある。

３　業務内容

（１）実施校による旅程計画作成に向けた支援

受注者は、実施校の２泊３日間の自然教室が実施校と使用宿泊施設、近隣見学施設間の輸送等を含めて実現可能かつ合理的な旅程となるよう、実施校に対し、次のとおり旅程計画の作成を支援するものとする。

ア　受注者は、契約後、１か月以内に実施校に連絡又は訪問し、実施校の担当者を確認する

とともに、実施校担当者との連絡手段の確認及び（９）に詳述する実地踏査に関する説明、その他の必要な事項について実施校との間で相互に確認すること。

イ　受注者は、自然教室に関する実施校からの問い合わせを一元的に受けることとし、必要に応じて使用宿泊施設、近隣見学施設、発注者が別途発注している看護師業務の受注者及び発注者に確認し、実施校に回答すること。ただし、実施校と使用宿泊施設、近隣見学施設、発注者との間で直接やり取りが必要な場合には、この限りではない。

ウ　受注者は、旅程の計画の作成にあたり、実施校が必要とする宿泊や体験活動等に関する情報について、問合せがあった場合は、これに応じて調査し、実施校に回答すること。

エ　受注者は、実施校の旅程の計画の進捗に遅れがないよう、スケジュール管理を行うこと。

オ　受注者は、発注者が主催する実施校向け全体説明会に協力すること。

（２）使用宿泊施設への書類提出に向けた支援

ア　受注者は、使用宿泊施設が作成する利用の手引きのほか、実施校が提出すべき書類の様式類及び提出期限等について、使用宿泊施設に問い合せ、実施校及び発注者へメール等の手段により提供すること。

イ　使用宿泊施設における必要な提出書類は実施校が作成し、受注者に提供する。受注者は、実施校が作成した必要な提出書類を確認し、必要な修正がある場合は、実施校に修正するよう連絡すること。なお、使用宿泊施設への提出は実施校が行う。

ウ　受注者は、実施校より提供された提出書類について、使用宿泊施設でのプログラム等について把握すること。また、使用宿泊施設の利用の手引き等により、施設の利用方法等について把握し、実施校に対し適宜助言すること。

エ　留意事項

自然教室には児童や教員のほか、指導補助員、看護師、実施校が手配するカメラマン等が同行するため、部屋割りや食数等の確認において漏れのないよう確認すること。

（３）近隣見学施設の手配

受注者は、実施校が作成した旅程の計画に基づき、近隣見学施設における見学等が円滑に行われるよう、自然教室実施前に必要な予約、手続の実施その他必要となる措置を取ること。

（４）輸送業務

ア　実施校と使用宿泊施設との間のバスによる往復の人員輸送を行うこと。ただし、輸送経路には近隣見学施設等への輸送を含む。また、国立赤城青少年交流の家、横浜市少年自然の家赤城林間学園、多摩市八ケ岳少年自然の家の実施校は３日間留め置きとし、千葉市少年自然の家の実施校は中日にバスを使用しない。

イ　受注者は、配車時間及び配車場所について実施校と打合せを行う。輸送日程は別表１のとおりとするが、履行人数及び実施日程等は一部変更されることがある。

ウ　人員輸送の手段としては、定員５３人以上の貸切観光バスを使用すること。

エ　上限４５人に１台配車し、乗務員は運転手１人とする。また、運転手は、車内設備の案内等を行うこと。

オ　全ての車両に携帯電話等を備え、バス相互間で連絡が取れることとする。また、電話番号を事前に実施校に伝え、緊急時に迅速に連絡が取れるようにすること。

カ　運送にあたっては、原則実施校ごとに同一の輸送業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者に限る。）のバスを使用することが望ましい。ただし、複数の輸送業者（貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定業者に限る。）のバスを使用する場合は、受注者が輸送業者間の連絡体制を確立し、責任を持って対応すること。

キ　受注者は、実施校の所在地・教育活動・児童等の健康及び交通の状況等を勘案の上、本業務を最も合理的で安全かつ迅速に履行しうる輸送経路を通行すること。

ク　受注者は、有料道路代及びバス運行に関する経費、バス借上げに伴う運転手に係る経費を負担すること。

ケ　受注者は、実施校の児童の状況に応じて、リフト付バス又は福祉車両が必要となる場合は手配すること。

（５）添乗員の配置

ア　受注者は、自然教室期間中、各実施校１名以上添乗員を配置すること。また、添乗員に係る経費を負担すること。

イ　添乗員の業務

（ア）添乗員は、自然教室が安全かつ旅程どおりに実施されるよう、自然教室の旅程、実施校が使用宿泊施設に提出した書類や利用の手引き、近隣見学施設の手配等、その他自然教室の実施に必要な情報を把握するよう努めること。更に把握した情報を踏まえ、実施校に対し、必要な助言や支援を行うこと。

（イ）添乗員は、使用宿泊施設及び近隣見学施設への入所手続及び精算に係る調整を行うこと。

（ウ）添乗員は、自然教室期間中の児童の安全確保について、実施校への情報提供や助言を行うこと。

（エ）添乗員は、自然教室期間中、児童の体調不良等が発生する等の緊急事態が発生した場合は、使用宿泊施設及び近隣見学施設、実施校、看護師と連携して病院への搬送等に係る事務手続等の対応をすること。

（オ）添乗員は、その他の緊急事態が発生した場合、実施校等と連携して対応すること。

ウ　留意事項

使用宿泊施設の定員その他の事情により、添乗員については教職員等との同室宿泊となる場合がある。受注者の判断により近隣宿泊施設へ宿泊することも可能とするが、当該宿泊に係る費用は受注者の負担とする。

（６）使用宿泊施設等における支払

ア　受注者は、実地踏査及び自然教室実施中の使用宿泊施設及び近隣見学施設等の食費、プログラム等の料金、見学料等を各施設の利用規約等に従って立て替えて支払い、発注者及び実施校に請求すること。また、本項に関し、実施校が受注者に支払う際の振込手数料１

回分は、受注者の負担とする。

イ　受注者は、児童の食費又は食費相当額、プログラム等の料金、見学料等は実施校に対し請求し、実施校は本人または保護者から徴収し、負担する。

ウ　受注者は、教職員及び指導補助員の実地踏査及び自然教室実施中の使用宿泊施設及び近隣見学施設等の食費又は食費相当額、プログラム等の料金、見学料等を各施設の利用規約等に従って立て替えて支払い、発注者に対し請求すること。発注者の指示に従い精算すること。

エ　受注者は、発注者が負担する施設使用料等（発注者が指定するもの。）

５，６０７，２７３円（税別）を見込むとともに支払いを行うこと。

（７）緊急車両の手配

受注者は、実施校が国立赤城青少年交流の家、横浜市少年自然の家赤城林間学園、多摩市八ケ岳少年自然の家で自然教室を実施する場合において、児童の病院への搬送を行うための教職員が使用するレンタカーを実施期間中、使用宿泊施設に１台配車すること。

（８）個人賠償責任保険の加入及び給付等に関する手続

受注者は、実施期間中参加者に対し、個人賠償責任保険を付すものとする。保険金給付額は、１人につき３００，０００円を最低限度とし、加入及び給付等に関する一切の事務手続を実施校と連絡調整の上実施すること。また、自然教室事業実施期間中における保険加入及び給付に関する事務手続を行うこと。また、本項に関し、実施校が保険料を受注者に支払う際の振込手数料１回分は、受注者の負担とする。

（９）実地踏査業務

受注者は、最大３回の日帰り又は１泊２日の実地踏査を実施すること。また、実地踏査のうち１回は、令和８年度中に実施すること。

ア　受注者は、契約後速やかに実施校と打合せを行い、実地踏査の日程調整に関する流れ等を案内するとともに、希望日程のヒアリングを実施すること。

イ　受注者は、使用宿泊施設及び近隣見学施設と実地踏査の日程を調整し、実地踏査当日に使用宿泊施設等から実施校が説明を受けられるよう調整すること。また、宿泊での実地踏査に関し、最低宿泊人数が設定されている使用宿泊施設もあることから、適宜複数の実施校の実地踏査が同日になるよう調整すること。

ウ　また、実地踏査には、必要に応じ発注者が同行するため、前号ア及びイに係る調整状況を定期的に発注者に報告すること。

エ　受注者は、マイクロバス等を手配し、実施校と使用宿泊施設及び近隣見学施設間の人員輸送を行うこと。輸送経路は、交通の状況等を勘案の上、委託業務を最も合理的で安全かつ迅速に履行しうる経路を通行するものとする。

オ　受注者は、有料道路代及びバス運行に関する経費、バス借上げに伴う運転手に係る費用を負担すること。また、近隣見学施設において、下見の見学料等が減免になる場合、受注者は、必要な手続を行うこと。なお、実施校の教員及び発注者に係る利用料金又は宿泊料

金等、食費、見学料等は、実施校及び発注者が負担する。

（１０）役割分担表

◎主担当、○その他の役割

項目	受注者	実施校	発注者
（１）旅程の計画の作成補助	○計画作成支援	◎計画作成	－
（２）使用宿泊施設への提出書類の把握	○書類作成支援	◎書類作成と提出	－
（３）近隣見学施設の手配	◎	○近隣見学施設決定	－
（４）輸送業務	◎	－	－
（５）添乗員の配置	◎	－	－
（６）使用宿泊施設等における支払	◎	○保護者等からの食費等の徴収	－
（７）緊急車両の手配	◎	○児童の病院への搬送	
（８）個人賠償責任保険の加入及び給付等に関する手続	◎	○必要な情報の提供	－
（９）実地踏査業務	◎	○	○実地踏査の同行

4　業務内容等の変更

川崎市自然教室委託契約約款第９条による。

5　危険負担等

受注者は、履行期間を通して本業務にかかわる不測の事態の発生に備えて万全の措置を講じるほか、関係の法令に従いその責めを負うものとする。臨機の措置をとる時、またとった時は遅滞なく発注者に報告し、その指示に従うものとする。

6　留意事項

（１）受注者は、実施校に対し、自然教室期間中の学校旅行保険等の説明を行うとともに、仲介を行うこと。また、保険加入及び給付に関する一切の事務手続を行うこと。

（２）受注者は、各実施校と事前及び当日に連絡、調整し、実施にあたり混乱は絶対に生じさせてはならないこと。また、実施校との連携を密にし、業務等に関し調整を図ること。

（３）受託業務上、受注者と他の公共団体及び実施校等との間で支障が発生した場合は、必要に応じて解約の措置を行う場合があること。

（４）災害、感染症等の運営に支障をきたす事情が判明した場合、発注者の指示により業務内容を変更もしくは中止する場合があること。

（５）その他、本業務に要する一切の経費は受注者が負担する。

7　その他

この仕様書に定めがない業務実施上の事項については、発注者と受注者で協議する。

別表１

令和９年度川崎市立小学校自然教室（千葉市少年自然の家ほか）参加者数等一覧

日程（初日）	日程（最終日）	使用宿泊施設	近隣見学施設（初日）	近隣見学施設（最終日）	学校名	学級数	児童数	教員数	補助員数	看護師	添乗員	保険対象者数	参加者総数	バス等
9月2日(木)	9月4日(土)	千葉市少年自然の家	ながら太陽ファーム	マザー牧場	田島小学校	3	88	7	5	1	1	100	102	3
5月13日(木)	5月15日(土)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	上作延小学校	3	92	7	5	1	1	104	106	3
5月15日(土)	5月17日(月)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	菅小学校	4	128	8	6	1	1	142	144	4
5月17日(月)	5月19日(水)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	南菅小学校	2	45	5	3	1	1	53	55	2
5月24日(月)	5月26日(水)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	東柿生小学校	3	73	7	5	1	1	85	87	2
7月16日(金)	7月18日(日)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	虹ヶ丘小学校	1	26	4	2	1	1	32	34	1
9月27日(月)	9月29日(水)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	平間小学校	3	93	7	5	1	1	105	107	3
10月14日(木)	10月16日(土)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	新作小学校	3	103	7	5	1	1	115	117	3
10月16日(土)	10月18日(月)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	久地小学校	3	105	7	5	1	1	117	119	3
10月26日(火)	10月28日(木)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	栗木台小学校	3	102	7	5	1	1	114	116	3
10月29日(金)	10月31日(日)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	長沢小学校	3	95	7	5	1	1	107	109	3
11月4日(木)	11月6日(土)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	長尾小学校	2	60	5	3	1	1	68	70	2
11月14日(日)	11月16日(火)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	東菅小学校	3	100	7	5	1	1	112	114	3
11月16日(火)	11月18日(木)	多摩市八ケ岳少年自然の家	おっこと亭	道の駅こぶちさわ	下布田小学校	2	65	5	3	1	1	73	75	2
6月1日(火)	6月3日(木)	国立赤城青少年交流の家	嶺公園	岩宿博物館	片平小学校	4	110	8	6	1	1	124	126	3
6月27日(日)	6月29日(火)	国立赤城青少年交流の家	嶺公園	岩宿博物館	王禅寺中央小学校	3	77	7	5	1	1	89	91	3
9月21日(火)	9月23日(木)	国立赤城青少年交流の家	嶺公園	岩宿博物館	高津小学校	7	214	13	11	1	1	238	240	6
6月6日(日)	6月8日(火)	横浜市少年自然の家赤城林間学園	ふれあいグリーンパーク	あぐり～む昭和	東生田小学校	4	115	8	6	1	1	129	131	3
9月14日(火)	9月16日(木)	横浜市少年自然の家赤城林間学園	ふれあいグリーンパーク	あぐり～む昭和	下沼部小学校	4	128	8	6	1	1	142	144	4
9月28日(火)	9月30日(木)	横浜市少年自然の家赤城林間学園	ふれあいグリーンパーク	あぐり～む昭和	新城小学校	4	131	8	6	1	1	145	147	4
合計						64	1,950	142	102	20	20	2,194	2,234	60

○参考行程

千葉市少年自然の家（初日…8：30学校発→10：00ながら太陽ファーム着→14：00施設着　最終日…10：00施設発→11：30マザー牧場着→16：00学校着）

多摩市八ケ岳少年自然の家（初日…8：00学校発→11：00おっこと亭着→14：00施設着　２日目…8：30施設発→9：00入笠山着→14：00施設着　最終日…10：00施設発→11：00道の駅こぶちさわ着→16：00学校着）

国立赤城青少年交流の家（初日…8：00学校発→11：30嶺公園着→14：00施設着　２日目…9：00施設発→10：00赤城公園ビジターセンター着→15：00施設着　最終日…10：00施設発→10：30岩宿博物館着→16：00学校着）

横浜市少年自然の家赤城林間学園（初日…8：00学校発→11：30ふれあいグリーンパーク着→14：00施設着　２日目…9：00施設発→10：30尾瀬ヶ原着→14：00施設着　最終日…10：00施設発→10：30道の駅あぐり～む昭和着→16：00学校着）

川崎市自然教室委託契約約款

（総　則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書及び図面をいう。以下同じ。）及び指示書等（必要に応じて別途発行する業務内容指示書及び発注書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款、設計図書及び指示書等を内容とする業務をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。ただし、指示書等に別途期間の指定がある場合はその期間（以下「指定期間」という。）内に業務を完了し、発注者は、その委託代金を支払うものとする。

３　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

４　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

６　この約款、設計図書及び指示書等における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

７　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

８　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（日程表の提出）

第２条　受注者は、業務日程表の提出について発注者から指示を受けた場合は、設計図書又は指示書等に基づき業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務日程表の修正を請求することができる。

（契約の保証）

第３条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合において、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる違約金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関等の保証

（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結

（６）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

２　受注者は、前項ただし書の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、委託契約金の１０分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第６号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第２４条の２第２項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号、第３号又は第６号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　委託契約金の変更があった場合は、保証の額が変更後の委託契約金の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求するものとし、又は保証の額の減額を請求することができる。ただし、変更後の増減額が既決の委託契約金の１０分の３に満たないとき、又は発注者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、契約の目的物（以下「成果物」という。）、未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等

を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第５条　受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

２　発注者は、成果物が著作物に該当するかどうかにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

３　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

４　受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するかどうかにかかわらず、発注者が承諾した場合は、当該成果物を使用又は複製し、また、第６条の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

５　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合は、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（再委託の禁止等）

第６条　受注者は、業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

２　受注者は業務の一部（主要な部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ再委託者の住所、商号、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者へ提出し、その承諾を受けなければならない。

３　受注者は、この契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、発注者に対してすべての責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第７条　受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

（個人情報の適正な維持管理）

第７条の２　受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

（調査等担当職員）

第８条　発注者は、調査又は監督等を担当する職員をおくときは、その氏名及び権限を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

（現場代理人等）

第９条　受注者は、業務施行上必要な現場代理人又は使用人（ただし、法令により技術上の管理をつかさどる資格が要求されるときは、現場代理人又は使用人は、当該資格者であること。）をおくときは、業務着手前に、発注者に書面による通知をしなければならない。

２　発注者は、現場代理人等が業務施行上著しく不適当と認めるときは、その理由を明示して変更を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第１０条　発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者はただちに業務内容の変更等について受注者へ連絡し、書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

２　前項の場合において、発注者は、必要があると認めるときは履行期間若しくは指定期間又は委託契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

３　前項の受注者へ損害を及ぼした場合の輸送用バスに係る損害金は次のとおりとする。なお、損害金の算定にあたっては業務内容の変更等の連絡があった日から起算する。また、算定にあたり、イからオまでの二以上に該当する場合は、それぞれの金額を合算した金額とする。

ア　１５日前までの変更等の場合　　損害金は発生しない。

イ　１４日前から８日前までの変更等の場合　当該バス単価の２０％に変更等を実施した数量を乗じた金額

ウ　７日前から２日前までの変更等の場合　　当該バス単価の３０％に変更等を実施した数量を乗じた金額
エ　前日の変更等の場合　　当該バス単価の５０％に変更等を実施した数量を乗じた金額
オ　当日の変更等の場合　　当該バス単価の１００％に変更等を実施した数量を乗じた金額

（受注者の請求による履行期間又は指定期間の延長）

第１１条　受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由、その他の正当な理由により履行期間又は指定期間内に業務を完了することができないときは、発注者に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間又は指定期間の延長を求めることができる。その場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して、書面をもって定めなければならない。

（臨機の措置）

第１２条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　受注者は、必要な臨機の措置をとろうとするとき、又はとったときは、直ちに発注者に協議し、若しくは報告をしなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者がこの契約の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（業務の報告又は調査）

第１３条　発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は調査することができる。

（損害の負担）

第１４条　第１０条の場合を除く事由により、業務完了前に生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

（検査及び引渡し）

第１５条　受注者は、毎月の業務を完了したときは、直ちに業務完了届を発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了届を受理した日から 10 日以内に、受注者の立会いを求めて業務内容を検査しなければならない。この場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

３　受注者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに必要な補修をして発注者の検査をうけなければならない。この場合においては、補修の完了を業務の完了とみなし前２項の規定を準用する。

４　受注者から発注者への業務完了に伴う引渡しは、検査に合格したときに完了するものとする。

（委託代金の支払）

第１６条　発注者は、前条に規定する毎月の業務を完了した後の検査合格後において、受注者の適法な請求をうけた日から起算して 30 日以内に、委託代金を支払うものとする。ただし、個人賠償責任保険に相当する額、施設使用料等（発注者が指定するもの。）及び実地踏査に相当する金額については、発注者は令和９年度に、受注者の適法な請求をうけた日から起算して 30 日以内に、全校分一括して概算払にて支払うものとする。

（委託代金の精算）

第１６条の２　受注者は第１６条により支払いを受けた個人賠償責任保険に相当する額、施設使用料等（発注者が指定するもの。）及び実地踏査に相当する額については、当該事業の終了後、速やかにこれを精算しなければならない。

２　受注者は前項により精算した場合に残金が生じたときは、発注者の指示に従い、返納しなければならない。

（部分使用）

第１７条　発注者は、第１５条の規定による引渡し前においても、業務の全部又は一部を受注者の書面による同意を得て使用することができる。

２　前項の場合において、発注者はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の使用により受注者に損害を及ぼし、又は受注者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（前払金の請求及び支払の時期）

第１８条　受注者は、保証事業会社と履行期間を保証期間として公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する前払金保証に関する契約を締結した上、その保証証書を発注者に寄託して委託契約金の 10 分の３以内で発注者が定める額の前金払を請求することができる。

２ 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保

証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
3 前払金の支払いの時期は、第１項の請求があった日から 15 日以内とする。
（前払金の使用等）
第１９条　受注者は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
（契約不適合責任）
第２０条　発注者は、成果物の引渡しを受けた後、当該成果物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3 第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
（1）履行の追完が不能であるとき。
（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
（3）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
（4）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定よる催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
（契約不適合責任期間等）
第２０条の２　発注者は、引き渡された成果物に関し、第１５条第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
3 発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から１年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
4 発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
6 民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
（履行遅滞の場合における損害金等）
第２１条　受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
2 前項の損害金は、遅延日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。
3 損害金は、委託代金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。
4 発注者の責めに帰すべき事由により、第１６条の規定による委託代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額

の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の催告による解除権）

第２２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（１）履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完成する見込みがないと認められるとき。

（２）正当な理由がないにもかかわらず業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）正当な理由がないにもかかわらず第２０条第１項の履行の追完がなされないとき。

（４）前各号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

（５）受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

（６）破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第２２条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第４条第１項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

（２）この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。

（３）受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

（５）契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第５号）第７条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。

（８）第２２条の５又は第２２条の６の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

（９）受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第５号）第７条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第１項又は第２項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の任意解除権）

第２２条の３　第２２条及び前条に規定する場合のほか発注者は、発注者の都合により必要があると認めたときは、契約を解除することができる。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２２条の４　第２２条又は第２２条の２に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第２２条の５　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第２２条の６　受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに契約を解除することができる。

（１）第１０条の規定により業務内容を変更したため委託契約金が３分の２以上減少したとき。

（２）第１０条の規定による業務の中止期間が履行期間の２分の１を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２２条の７　第２２条の５又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、

受注者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第２３条　契約が解除された場合には、第１条第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２ 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、受注者の立会いの上、既済部分の検査を行い、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既済部分に相応する委託契約金を受注者に支払わなければならない。

３ 前項の既済部分の検査を行う場合において、発注者は、受注者に立会いを求めても受注者が応じないときは、立会いを得ずに検査をすることができる。

４ 第２項の既済部分の委託代金は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

５ 第２２条又は第２２条の２の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

６ 第２２条の３、第２２条の５又は第２２条の６の規定により契約が解除された場合において、発注者は、受注者に及ぼした損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合の損害賠償金）

第２３条の２　受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、委託契約金の 10 分の１に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第２２条又は第２２条の２の規定により契約が解除された場合

（２）受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

２ 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に規定する再生債務者等

３ 第１項の損害賠償金は、委託代金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

（解除に伴う措置）

第２４条　契約が解除された場合において、第１８条の規定による前払金があったときは、受注者は、第２２条又は第２２条の２の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第２２条の３、第２２条の５又は第２２条の６の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２ 受注者は、契約が解除された場合において、発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

３ 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分、調査機械器具、仮設物その他の物件があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取り片付けなければならない。

４ 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取り片付けに要する費用（以下「撤去費用」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

（１）業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第２２条又は第２２条の２によるときは受注者が負担し、第２２条の３、第２２条の５又は第２２条の６によるときは発注者が負担する。

（２）調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

５ 第３項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第１号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

６ 第２項前段に規定する受注者がとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第２２条又は第２２条の２によるときは発注者が定め、第２２条の３、第２２条の５又は第２２条の６の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第２項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（不正行為に対する賠償金等）

第２５条　受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、委託契約金の 10 分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第１項に規定する納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

（２）受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

２ 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

（１）排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に該当する行為又は同項第６号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第６項に規定する不当廉売であるとき。

（２）前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

３ 前２項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

４ 第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が委託契約金の 10 分の２に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

５ 賠償金は、委託契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

６ 第１項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

（保険）

第２６条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（発注者への報告等）

第２６条の２　受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第９条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

（その他）

第２７条　この約款に定めのない条項については、川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）によるほか発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

（趣旨）

第１条　この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

（基本事項）

第２条　受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

（情報セキュリティ関連規定の遵守）

第３条　受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ対策基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

（個人情報の適正な維持管理）

第４条　受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

（秘密保持及び第三者への提供の禁止）

第５条　受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

２　受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

３　発注者は、第１項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

（再委託の禁止）

第６条　受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要な部分を除く。）であって、発注者に事前に書面により申請し、発注

者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。
2　受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。
3　受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。
（指示目的外の利用の禁止）
第7条　受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。
（情報の複写及び複製の禁止）
第8条　受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。
（情報の帰属権）
第9条　業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。
2　発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。
3　受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。
（情報資産の保護）
第10条　受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。
（情報資産の受渡し）
第11条　この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。
（情報資産の授受及び搬送）
第12条　この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。
2　業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。
（厳重な保管及び搬送）

第１３条　受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（情報資産の返還又は廃棄）

第１４条　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

（入退室管理事項）

第１５条　受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

２　発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

（身分証明書の携帯等）

第１６条　この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

（クラウドサービスの利用）

第１７条　受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、次に掲げる条件を全て満たすクラウドサービスから選定しなければならない。

（１）個人情報のデータが保存されるデータセンターは日本国内にあること。

（２）日本国の法令の範囲内で運用できるクラウドサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所とすること。

（３）クラウドサービス提供者による情報資産の目的外利用が禁止されること。

（４）各種の認定・認証制度（ISMAP、ISMAP-LIU、ISO/IEC27001 等）の適用状況等から、クラウドサービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。

２　受注者は、クラウドサービスで業務に関する個人情報を取り扱う場合は、クラウドサービスの設定の誤り等による個人情報の漏えいその他の事故等を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第１８条　受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性がある

ことを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

２　この場合、受注者は、その事故発生の理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

（業務の報告又は検査等）

第１９条　発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報の取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

（教育の実施）

第２０条　受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

（契約の解除）

第２１条　発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

２　受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

３　第１項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の１に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第２２条　受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

２　前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

３　第１項の損害賠償の額は、前条第１項により契約を解除する場合には、同条第３項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

（違反事実の公表）

第２３条　受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

（その他）

第２４条　受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。